

申請者要件	法人(条例第2条)			
人員基準	区分	職種・資格	員数	
	従業者 (第93条)	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> 提供を行う時間数に応じて専従1名以上 ◇提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 =提供時間数 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者または同等以上の能力を有する者。 	うち1名以上は常勤
		介護職員	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに提供を行う時間数に応じて専従1名以上 ◇利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 =平均提供時間数 ◇利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 = (利用者数-15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 注: 平均提供時間数=利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 第一号通所事業(旧法に規定する介護予防通所介護に相当するものに限る。以下同じ)の指定を受けて、同一の事業所で一体的に運営されている場合、利用者は通所介護又は第一号通所事業の利用者。 単位ごとに常時1名以上 	
		看護師又は准看護師	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに専従1名以上 	
		機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務可能 当該事業所の他の職務に従事することができる 	
第一号通所事業(旧法に規定する介護予防通所介護に相当するものに限る。以下同じ)の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第93条の基準を満たしているものとみなすことができる。				
管理者 (第94条)		<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は他事業所・施設の職務に従事可 		
設備基準 (第95条)	食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 合計面積が、利用定員×3㎡以上 食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が同一の場所でも可能 		
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> 遮へい物の設置等 		
	事務室、静養室			
	必要な設備及び備品等			
	利用者へのサービス提供に支障がない場合は共用が可能			
第一号通所事業の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第95条の基準を満たしているものとみなすことができる				

※地域密着型介護老人福祉施設併設の場合、処遇等が適切に行われている場合に限り、生活相談員及び機能訓練指導員を置かないことができる。

申請者要件	法人（条例第2条）	
人員基準	区 分	員 数
	従業者 （第105条の2）	<p>・指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数</p> <p>〔指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算する（解釈第三の六の4(1)①）〕</p>
管理者 （第94条）	<p>・常勤専従1名</p> <p>・管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は他事業所・施設の職務に従事可</p> <p>〔共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない（解釈第三の六の4(1)②）〕</p>	
設備基準	<p>・指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮すること。なお、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは、不要。（解釈第三の六の4(2)）</p>	

※解釈…指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）